

せん せい しょ
宣 誓 書

りょう しん したが ほん どう
良心に従って本当のことを

もう あ
申し上げます。

し かく
知っていることを隠したり、

もう あ
ないことを申し上げたりなど、

けっ
決していたしません。

い じょう ちか
以上のとおり誓います。

氏名 加 内 正 二 / 三



(別紙)

原告代理人 (榎本)

甲第74号証を示す

これはあなたが作成したもので、内容に間違いがないということで、記名、押印したもので間違いありませんか。

はい、ありません。

御堂筋の土地に本件のビルを建てて賃貸をするという話は、当初は東急不動産との間で進められていたけれども、その後、三井住友銀行さんのほうの勧めで、三菱地所との間で進めることになったということによろしいですか。

はい。

東急不動産から三菱地所に変えたのは、簡単に言うと、どういうことなんですか。

当初、この件は三井住友銀行の大阪の天満橋、そこの法人部長をなさっていた内海さんが、盛んに、熱心に当社へ来られまして、私はしょっちゅういませんから、事前に私のスケジュールを聞いたり、時には会ったりして。

簡単で。

住友さんが熱心だったから、それに乗っていったということですか。

それが一つと。

はい。

それから、東急のときは、大洋と東急というのは、これはもうフィフティー、フィフティーの関係なんですか。

そう。これはもう完全な共同事業でして、出資金、出資金というのは当時、私は本当の出資金の株式会社の出資と同じようなつもりでいましたから、いろんなことは知りませんから。

そうすると、例えば、特管者、開発及び特定財産処分に関する。

特定資産ですね。

特定資産管理に関する受託者，これについても大洋と東急は五分五分の関係で仕事をすると。

はい。特定資産管理受託者，略して特管者と言っていますけども，特管者のことは，私は全然知らなかったんです。日本ではそういう制度があることは，知らなかったから。

まず，解答だけを言ってください。フィフティー，フィフティーということでもいいわけですね。

ええ，それはもう完全にフィフティー，フィフティーだね。作業もフィーも，みんな。

全て。特管フィーも皆全部，対等で分けると。

それで，三菱地所の場合は，特管者は三菱地所がやると。

そうですね。初めて来られたときから，そういうような雰囲気でしたね。

そうすると，そういう事業に関する重要な業務は一切，三菱地所がやるということになるわけですね。

ええ，そういうことですわ。

それも一つの要素として三菱地所を選んだと，こういうことになるわけですか。

そうですね。東急とやる場合は，私はアメリカからしょっちゅうこっちへ帰ってこないといかんと，非常に海外の仕事が忙しかったですから，かなり時間的に問題あるというんで，その案も悪くないなと当時は思っていました。

甲第6号証を示す

2006年11月29日付のご提案という三菱地所の作成した書面ですが，これは三菱地所さんのほうから受け取っておられますね。

その前に，2回，3回ありましたが，一番うちが気を引かれたのは

これですね。

これは受け取っておられるということになりますね。

はい、受け取っています。

それで、この書面の中で、1の枠が囲ってあるところに、枠の囲ってある一番上に、「三菱地所のクレジットを利用して、金融機関から低金利での資金調達が可能です」と、こういうようなことが書かれているんですけども、これは資金調達は三菱地所が行うという、こういう話で進んでいたんですか。

そう。これは書いてあるとおり、もし当方がこの三菱さんのおっしゃるこの約束をお願いしますと言えば、当然、三菱さんはすると、そういう前提の考えでした。

だから、資金調達は大洋がやるんじゃないくて、三菱地所がやりますと、そういうお話と。

そう、当時と全然違ったわけです。

そうすると、大洋側が、じゃあ、三菱地所さんのクレジットでお願いしますと、こういうふうが可能だと書いてあるわけですから、ということで了解すれば、三菱地所が自分のクレジットで資金調達をやると、こういうふうに解釈したわけですね。

当然、そのとおりです。

それで、本件では優先出資の関係も51対49、三菱地所が過半数を取っているわけですけど、それ以外に、先ほどの特管者、出資金と開発及び特定資産管理処分業務委託、あなたは特管者と言いますが、という立場に立つわけですね。

そうです。

そういう立場に立つ三菱地所が、資金調達の責任は持ちませんよということだったら、この事業はあなたのほうとしては合意しましたか。

いや、もう全然それは一蹴したでしょうね。断ったです。

それから、同じく甲第6号証の4番目の記載、それからこれは甲第5号証の2枚目にも同じような記載があるんですけど、今日は甲第6号証でござんください。この4番目のところに、「借地料支払の優先順位はSPCのエクイティ配当、ローン返済、管理業務費負担よりも高順位に設定」と、こう記載されているんですけども、これはどういう意味の規定なんですか。

これはもし将来、SPCに何か問題が起こってきたり、お金が窮屈になったときや、デフォルトも入るかもしれませんが、その場合には、この大洋の地代そのものを、あるいはいろいろ書いていますけども、これが優先しますということです。何もSPCに問題がなければ、何もわざわざ書く必要がないんですわ、当然のことですから。

だから、何かのことがあったときに。

そう、問題が起こったとき。

ローンよりか地代のほうを優先しますと、こういうことをおっしゃられたんですね。

そういうことです。

そうしますと、大洋としては先ほどの三菱地所のクレジットを利用して、低利での資金調達が可能だと、またこの地代が最優先するんだと、こういう規定の説明を受けて、それでそれに基づいて、あなたとしては三菱地所との事業に了解したということですよ。

ええ、そういうことですね。

ということは、この条項についても当然、じゃあ、三菱地所さんにお問い合わせすると、やってくれると、こういうことで合意したんですよ。

もっと後ですけども、そういうことです。

合意したんですね。

結論はそうです。

それは、じゃあ、そんなのは可能と書いてあったって、そんなのは責任ない

よとか、要するに地代が優先するわけじゃないよとかということだったら、この事業に合意するということはありませんね。

それは絶対ありません。

それで、もう一度確認しますが、甲第6号証では、本件の事業資金としては約100億円、そのうちの30パーセントを原告と三菱地所がエクイティ出資すると。

そうです。

それから、残り70パーセントは金融機関からのローンの調達と。

そうです。

30パーセントは地所と大洋とで、これは負担したわけですね。

はい。

あとの70パーセントの金融機関からのローン調達、これは結局、TMKというのは資産もないわけですし、信用もないわけですから、当然三菱地所か大洋かどこかが責任を持ってやらなければいけないことになると思うんですけど、これについては三菱地所が責任を持ってやると、こういうことでいいわけですね。

そうです。

それで、そのときに、金融機関からのローンを組むに当たっては、原告の土地に担保を取らないといけないとか、もしくは原告が連帯保証をしなきゃいけないと、そういうような要求というのはあったんですか。

いや、一切ありません。もしそんなものがあれば、これは大洋のクレジットで事業することになって、話が逆になりますからね。

そうすると、この事業をやるに当たって、大洋としては49パーセントの優先出資、それから大洋の土地に定期借地権を設定する、それからもう一つ、保証金の返還請求権に対して、TMKの保証金返還請求権に対して抵当権を設定する、これが入っているようなんだけど、これは認めたわけですね。

最終的には認めましたけど、当初は反対でした。

そうすると、今申し上げたもの以外の負担、先ほど言った連帯保証やら何やら、こういうものは一切大洋はしないということが前提だったわけですね。

もちろん、そういう前提でこれはスタートをしていますから、三菱さんから出てきた提案書にもそういうニュアンスで書かれています。一切ありません。

それで、今、保証金返還請求権についてのTMKに対して抵当権を設定すると、これについては最初は反対だったけど、最終的には了解したと。

はい。

これはそれなりの合理性があるということで、了解したということでいいですな。

そうです。

それで、その点は基本合意書にも明記されていますよね。

ええ、定借にも書いています。

甲第7号証を示す

基本合意書を示します。基本合意書の2条の3項の(5)、3ページ目になりますが、その(5)に、趣旨だけを述べますと、2条の1の(2)で、「その他の資金調達については甲乙合意の上その詳細を決定する」というこの規定があつて、それを踏まえて、この規定に関しては、「乙と誠実な協議を重ね、かつ乙の主張に客観的な合理性が認められる場合には、拒否又は留保しないものとする」、こういう規定があると、基本合意書には書かれているんですけども、まず2条の1項の(2)、「資金調達については甲乙合意の上その詳細を決定する」と、この詳細を決定するというのはどういう意味なんですか。

これは相手側から反対のようなことを言っていますけども、これはその前に、先ほどもお話のあったように、資金は三菱さんが調達する責任があるわけですから、三菱さんが資金調達してきた資金を、担保の

問題とか、返済の問題とか、金利の問題とか、その他もろもろいろんな銀行さんからの要望が出てくるでしょうから、それがついて、うちと、うちというのは原告ですね、原告と相談すると。

じゃあ、まず資金調達自体は三菱地所さんが責任ありますよと。

うん。

その上で、金利とか、詳細については協議しますよと、こういう趣旨になるの。

そう。

それから、先ほどの3ページ目にある(5)、この規定で、その詳細についても、最終的には三菱地所が決定権がありますと。

そう。基本合意書でちゃんと、重要な事項は全部、合理的な理由があれば大洋の意見は拒否する権利はないということを明記されています。それから、同じく基本合意書に添付されているマスタースケジュール、一番最後にA3で添付されていますけれども、これをごらんいただくと、まずTMKの設立があつて、次にローン条件の協議をして、それから平成19年、2007年6月に第1回目の出資とローンの実行、それから平成20年、翌年1月に2回目の出資とローンの実行というのが予定されております。それで、その後に建物の工事の発注をしていこうということになっているわけですが、工事をスタートするまでに、当然、工事の着手時の代金の支払い、それから借地契約の保証金の支払い、こういうのが確保される必要がありますよね。

はい。

そうすると、当然、借地契約を設定する、または工事をスタートするに当たっては、ローンがもう確定して実行できるような状況になってなければ、本来はそういうものが進められないということになりますね。

当然です。ちょっと、つけ加えます。このスケジュールは、基本合意

書の最終案ができた段階に、私のほうから三菱さんのほうに、基本合意書だけでは具体的にいつからお金を借りて、いつ払って、いつ調達してとか、あるいは優先出資を払い込んでとか、細かいことが書いていませんから、具体的にそれが簡単に分かるようにスケジュールを出してくれと要求したんです。そうしたら、三菱さんが、じゃあ、それが分かるようにしますということで、これがついてきたんです。だから、基本合意書にこれは添付されています。一体のものです。

スケジュールだとしても、このような形で資金を調達して。

そう。これと基本合意書と、基本合意書の締結前の三菱さんから来たいろいろ今回の約束書き、提案書と言いますが、あれと3つを1つにすると、完全に明確に分かるわけです。基本合意書だけではちょっと分からん点が多々あります。

甲第8号証、甲第9号証、及び甲第10号証の2を示す

これはいずれもノンリコースローン提案書という三井住友から出ているものですが、若干条項は違いますので、まず甲第8号証の規定でお聞きしますけれども、甲第8号証の5枚目のところに。

甲第8号証はいつ出た書類ですか。

甲第8号証は2007年4月27日です。

最初ですね。

5枚目のところの担保というところの(1)で、TMKがローンの期限の利益を喪失したときは、同時に借地契約も終了する旨の三井住友が満足する内容の借地契約を締結すると、こういう規定があるんですね。

はい。

それから、(3)では、20億の保証金返還請求権に、三井住友に第1順位の質権を設定して、原告、大洋の異議なき承諾を得ると、こういう規定があると。

うん。

これは結局、ローン債権のほうが地代よりも優先的に取れますよと、こういう趣旨になる規定なんですけども。

そうです。

それから、(5)番目に、保証金残金を超える貸し金についてはスポンサーリコースローンにすると。だから、保証金を超える部分については、スポンサー、これは三菱地所と大洋のことだろうと思うんですけども、これがリコースローン、だから責任を負うんだと、こういう規定も入っていると。

うん。

それから、6枚目の(9)に、地所、大洋が開発プロジェクトの債務について連帯して負担する旨の規定されたプロジェクト契約を締結と、こういう規定が入っているんですけども、こういう内容の大洋が負担をするんだよということ事前に三菱地所から説明なりをされたことはありましたか。

いや、それはもう一切ありません。

書類が送られてきて、初めてですか。

そう。それを見てびっくりして、三菱地所の速水氏に電話して断りました。

順番に聞きます。そうすると、この書類がまず4月に送られてきて、これは拒否したわけですね。

はい、そうです。

これは三菱地所さんのほうも拒否されたと言っておられるから間違いないでしょう。

うん。

甲第9号証を示す

それから、甲第9号証、これが7月3日付なんですけど、この書面も送られてきたけども、これも拒否されたということですね。

もちろん。ほぼ似たような内容ですから、同じことです。

甲第10号証の2を示す

それから、ついでに聞いておきますけど、甲第10号証の2、これは一番最後に、7月23日に直している分です。この分も拒否をされているんですね。

もちろんです。

それで、先ほどの7月3日のローン提案書が送られてきた後のことだと思うんですけども、その7月11日に、三菱地所の速水さんと面談したということはありませんか。

ありました。

それは、そのときの速水さんの説明の資料というのは、地主様への依頼事項、この書面に基づいて説明がなされたということによろしいですか。

そうですね。それまでに言っていたことが、ほかにも約束と違うところがいろいろありましたけど、全部は書いていませんでしたね。

乙C第3号証を示す

地主様への依頼事項というこういう書面ですけど、こういう書面で説明を受けたわけですか。

これは11日の三、四日前だと思いますけど、私が札幌におるときにうちの会社へ送ってきまして、うちの会社から札幌へ、私の手元に送ってきた書面です。3日ほど前に入手しました。

会う二、三日前に。

3日、4日前でしたね。

そのときはこの書面に基づいて、地主への依頼事項ということで説明がなされたんですか。

そういうことでしたね。

それで、この内容も、③のところ、期限の利益を喪失した場合は、地主は保証金をTMKに返還すると、借地契約が終了して全額返還するんだという

趣旨のことが書かれていて、これは結局、地代よりローンを先に返済しなきゃいけないという趣旨になっているわけですがけれども、これについてもあなたとしては当然応じられないということになるわけですね。

そう。これは当然保証金ですから、見せ金やないわけですから、当然保証金の意味がないから反対しました。

それが7月11日のことだったわけですね。

そうです。

甲第52号証を示す

2007年7月18日の速水さんからのメール、これの文章の一番上のところで、現状で共有できている定期借地契約をおおむねクリアの上、送付させていただきますと、こう書いてありますよね。

そうです。

そうすると、これに定期借地契約が添付されてきたわけですね。

そうです。

甲第14号証を示す

甲第14号証の定期借地契約、大体この内容で変わってないですね。

そうです。それはもう速水さんが11日に来たときの面談で、打ち合わせはしましたから。

いや、これは最終ファイナルの定期借地契約、7月18日に送られてきたのも、ほぼ内容的には、細かい点は若干違っても、変わっていませんか。

はい、変わりません。

甲第14号証の定期借地契約の、ページでいうと3ページ目、第5項のところに、保証金返還請求権に質権等の担保権は設定してはならないと、こういうふうに書いてあるんですよ。

そうです。

ということは、ローン債権に基づいて保証金返還請求権に質権を設定するこ

とは、当然この規定でできないわけですね。

そうです。

こういう内容の定期借地契約が速水さんからおおむね合意されたということで送られてきたと、こういうことですね。

そうです。だから、11日に私が拒否したことを速水さんは承認したわけですね。

もしそこでローン債権が優先するんだということになれば、当然、これを外すとか、もしくはローンが優先するというような形の文言になってないといけないですね。

当然です。

これは先ほどの甲第52号証のメールを見ると、大洋、三井住友、大和、関係者全部に送っているわけですね。

そうです。十数人に送っています。

そうしたら、速水さんはあなたが地主様への依頼事項を承諾したんだと、こういうようなことを言っているんですけど、そういうことは、じゃあ、あり得ないんですね。

とんでもない詭弁です。

もともと今の定期借地契約の3ページ目の5項に書いてある、質権を設定してはならないと、この規定は大洋側からの要請で入れてもらった規定ということですね。

それは基本合意書するときにも、定借のときにも、全部してはならないとなっていますからね、たしか。基本合意書には入っていたかどうかははっきり覚えはないが、定借には入っていたと思います。

基本合意書のことには置いておいて、定借契約に入れたというのは、これは大洋側の要請ですね。

もちろん、そうです。

甲第10号証の2を示す

ただ、そういうふうにはあなたは地主への依頼というのを撤回されたと、当然、この定借契約の内容のとおりだと思ったということなんだけど、その後の7月25日に、甲第10号証の2のノンリコースローン提案書というのがまた送られてきていますよね。

そうですね。

これが送られてきた、この内容は先ほどの甲第9号証とほぼ一緒なんですけど、だから、質権を設定するときとなっているんだけど、これが送られてきて、おかしいと思わなかったんですか。

いや、これは非常におかしいなと思いました。速水さんがもう承諾して、正当な借地契約を送っているにもかかわらず、案を送っているにもかかわらず、また何回も断っているものを蒸し返して、住友が送ってきた。しかも、初めてうちに直接に、CCですけど、送ってきたと。しかも、その文章は速水さん宛てですけども、これはフィックスされたものではないと、まだ未完成な書面だと。だけど、あなたが送れと言うから送りますと。何か知らん、変な、何のことかわけが分からん。あくる日に私は電話をしようと思った、速水さんに。

甲第10号証の1を示す

まず、この送られてきたときに、甲第10号証の1にあるように、これはフィックスされたものじゃないということなんで、何かこれは手違いで送られてきたと。

何かおかしいなと思ったんです。

それから、この直後に、また定借契約が送られてきたんですね。

そうです。

それは、先ほどのものと同じような内容の定借契約なの。

うん。あくる日に速水さんに電話しようと思っていたら、大和証券か

ら最終提案のような形で、速水さんがその1週間前の18日に送った提案書と全く、全くじゃなかったかも知らんけども、ほとんど一緒のものを大和も送ってきましたから、ああ、やっぱりこれは昨日の住友のこのローンというのはやっぱり、フィックスされてない未完成の何か手違いのものやったなど、私はそういうに思いました。

それで、その後のことですけれども、8月3日、定期借地契約が締結していますよね。

そうですね。

甲第12号証及び甲第13号証を示す

その直後、あなたの理解だと、約30分ぐらいした後に、甲第12号証、「関係者間契約書」、それから、甲第13号証、「定期借地権設定契約に関わる覚書」、これが送られてきたということなんですね。

そうですね。

これは、30分後というのは間違いはないんですね。メールの記録とか何かで、はっきりしているんですね。結論だけ。

3時31分か32分の大和の発信になっていますから、30分ぐらいだと思っております。

それで、この覚書と契約書というのは、そのとき初めて送られてきて、ごらんになったものですか。

そうです。そんな何もかも今まで契約した書面の全部重要な部分を否定して、しかもその書面が優先するというような提案の書類でした。

それで驚いて、私はすぐに当方の支援者宅に、支援者と言っても代表者の1人ですけど。

順番に聞きます。いずれにしても、そのとき初めて送られてきて、これをごらんになったと。

そうです。

この内容については到底了解できないということで、8月8日にメールを各社に送ったと、こういう流れになるわけですね。

そうですね。

それで、30分前に定期借地契約を締結しているんだから、そのときにこういうことの説明を普通だったらされると思うんですけど、されてないんですか。

いや、こんな重要な内容を、基本合意書にも、30分前に調印した定借にも優先するというのは、そんな重要なものをね。しかも、これは後から分かったことですが、6月ごろからもう分かっていたわけです。3社で盛んに裏で、大洋には内緒で、画策していたということが分かって。

とにかく、そのときはそういう話も何も、提示もなかったと。

そうです。

それで、その後、三菱地所による資金調達というのは、どういうふうに進めるかというのは聞いたことはありますか。

いや、私はそういうことは三菱さんを100パーセント信頼していますから、わずかなお金ですから、一切聞くことはかえって失礼だろうという意識がありましたから、聞きませんでした。

ただ、当然やっているというふうに。

できなけりゃ、当然、三菱から何かうちに報告があるはずですよ。

甲第65号証を示す

これは2008年2月25日の速水さんからのメールなんですけども、だから今お話ししていた定期借地契約云々の翌年の2月ですね。

はい。

これは三菱東京UFJ銀行からローンに当たっての必要書類を送ってくれというこのメールなんですけども、これは書類を送ったんですね。

そうです。

このことを見て、当然、三菱地所のほうは今度は三菱東京UFJへローンの手配をしているんだと、こういうふうに理解されたわけですか。

ええ、さすがやっぱり三菱さん、約束をちゃんと守ってくれるなという安心感がありましたね。それで、私どもは早速その書類を送りました。

それから、時期は別として、みずほにもローンの話をしたということはありませんか。

その後ですね。

詳細はいいんですけど。

ちゃんとしました。

みずほは結局、前向きで進めていたのですか、それとも、みずほも別に積極的にやるつもりはなかったんですか。

みずほはもう数十年の取引ですから、ちょっと義理で、うちから言ったから、ちょっと頭から断るわけにもいかんから、義理で話ししたと、そんな感じでしたね。

そうすると、三井住友も断り、三菱東京UFJも断っているようなことから、みずほも恐らく大体断るような感じになるわけですか。

いや、三菱東京UFJはもっと後ですよ。

だから、時期は別として。

時期は別ですか、はい。

だから、メガバンクが2つ断っているんだから、みずほだけが積極的に何か乗っかるような要素はないですよ。

ええ、ありません。みずほは当時、うちの担当者に、あの計画は甘いというような批判的なことを言っていたそうです。

乙A第7号証を示す

2009年3月、小野さん。

小野さんね、はい。

この中で、当初は63億円を銀行から借り入れる予定だったけれども、それができなくて、追加出資をしてくれと。それから、地代を大幅に値下げをしてくれと、こういう話が載っているわけです。

はい。

こういう話というのは、この3月3日のころ、初めて出てきたんですか。

具体的に書面に出るのは初めてですけども、その3日前、たしか2月27日か28日やったと思うんです。速水さんと、それから、その上司の仲條部長、それからもう1人どなたかおられたかと思う。

じゃあ、この3日の少し前に、話としては出てきたと。

そうです。そのときに話が分からんから、何を言っているのか意味が。

だから、書類に出してほしいと頼んだわけです。うちは出資者に説明せないかんから。

それで、ここでは大洋側に大幅な地代の値下げを要求してきているんですけども、このときに三菱地所も、あと地所設計も含めて、自分たちも身を切るような提案というのは何かあったんですか。

いや、もう一切しません。もう全部、大洋にとんでもない負担をさせようと。ほんで、自分らは当初決めたとおりの暴利を取ろうと、そういう提案でした。

このときは、そういうような提案はなかったわけね。

そうです。

ただ、その後の7月22日には、経費を減額するような書面があるんですけど、これはもう四、五か月も後の話と、こういうことになりますね。

そうですね。5か月ぐらい後でしたね。

それで、この乙A第7号証の小野さんの追加出資及び地代値下げの要求、こ

れについては、あなたのほうとしては、これは不当な要求だと、こういうことになるわけですね。

ええ、とんでもない話でした。

これは陳述書に詳しく書いてありますから、ここでは言いませんけども、ある意味、7割近い、68パーセントぐらいの減額になるような感じになるわけね。

そうです。固定資産税まで。

その辺は書いてありますからね。

そうですか。

それはちょっと非常識でのめないよと、こういうことになりますね。

はい。

それから、三菱地所さんのほうは、これはリーマンショックのせいなんだから、ということを経由としているんですけど、その理由でこういう値下げはできるんですか。

いや、できません。

借地契約でいけば、借地借家法11条の適用を排除していますね。

はい。

それで、地代の改定は消費者物価指数のデータを用いて改定すると、こういうことになっているわけだから、当然、50年もの定借契約なんですから、途中でいろんなことが起きる、でも、この契約に従ってやると、消費者物価指数でやるよと、こういうことを約束したわけでしょう。

そうです。それはもうお互いのリスクですよ。土地が幾ら暴騰しても、消費者物価が大して上がらなければ、賃料の値上げは要求できないわけですから。

だから、逆に、地代を2倍も3倍もできないように。

逆の場合でも、消費者物価が基準になります。

だから、当然、そういう長期を見込んでの契約なんだから、リーマンショックだからといって、一方的にこういう要求をするのはおかしいと、こういうことですね。

はい。

それから、この小野さんの今の提案については、その後2009年11月10日ごろに、三菱地所の伊藤専務という方が撤回したということによろしいんですね。

はい。明確に撤回されました。

それで、そのときに伊藤専務のほうから、今度は建物を大洋が買い取るか、三菱地所が買い取るかと、こういうような提案があったんですか。

そうですね。その半月ほど後ですね。

それで、この話というのは結局、どうなったんですか。簡単でいいですよ。

実現しませんでした。

それは大洋が何か話を潰したとか、話し合いに乗らなかったということがあるんですか。

まず、伊藤さんが出してきた、その11月26日やと思うんですけど、その書面によりますと、大洋が買うか、大洋がもし買わなければ地所が買うと。それで、大洋の買う条件、三菱地所の買う条件、これは一緒なんですけども、ただ一つ、大洋に対しては、別途架空の工事支払い代金、もう既に当時、話題になっていたんですけど、それを、1500万円を払えと。

じゃあ、書面で聞きますけど。

甲第23号証を示す

11月26日付の伊藤さんからの書面、これの4枚目に、小さい字ですけども、追加工事費1500万円、それからリーシングマネージメント業務費1700万円、追加工事費が1500万ですね、こういう記載があるんですけど

ど、この追加工事費1500万というのは虚偽だと、こういうことですか。

もう虚偽。何もやってないのにやったと、詐取しようとしたわけです。それから、リーシングマネジメント、この1700万、これもおかしいということですか。

リーシングマネジメントも、三菱はその早い段階に資金の調達の見込みがつかないから、もうリーシングの業務はやらないと、中止すると、しかも1件も決まってないんです。それに、TMKを解体するというような事態になっているのに、マネジメントフィーをうちに払えと言うわけ、大洋が買う場合はね。それから、架空工事代も払えと言うわけです。

それを載せているのはおかしいじゃないかということを使ったわけですね。

そう。非常におかしい。おかしいどころじゃない。一部は詐欺行為です。

それで、鹿島の1500万については、約四、五か月後、これは甲第66号証で書いてありますけど、それは架空であったということを認めてきたわけですね。

認めて謝罪しましたね。それは初めてでしたね、それだけに関して、謝罪しました。

だから、大洋としては、そういうおかしいところはおかしいということを行っているだけであって、別に話し合いを進めないとか、そのことがあるから、三菱地所が買い取ると言うのであれば、買い取りということも拒否したとか、そういうことではないね。

うちは三菱に買ってもらえれば良いと思っていたんですよ、うちが買うよりも。

逆に、三菱地所はそれ以上に具体的な進めをしなかったということになるのかな。

そうですね。三菱地所は買う気はなかったんやな。今から考えると分かる。

そこはいいです。だから、地所側がそれ以上、積極的に進めてこなかったと、こういうことですか。

そうですね。

それから、その後、駒田さんとお会いになったというようなことがありますね。

はい。

それは翌年だから、2010年ですか。

平成22年ですかね。

平成22年。

たしか、2010年ですかね。

はい、1月初旬ごろですか。

1月8日です。

そのとき、簡単で結構ですけど、どんなやりとりがあったんですか。

最初のあれは3時間からに及ぶ長い間の会議でしたけど、双方が録音テープをとると目の前に置いて、そしてやっていますから、間違いのない話ですけども、まず駒田さんが言ったのは、伊藤さんが言った買い取りの案、これはもうゼロ、クリアやと、もうチャラやという。それから、これまでは三菱地所が特管者の立場を利用して思いどおりにやってきましたと。今後は共同事業にしたいから、大洋さんとよく相談して進めたいと、そういうようなこと。それから、もう一つ大きなことは、小野さんが前年の8月3日に出してきた手紙、あれは非常に非常識なとんでもない書面だということで、小野さんを批判する会話、そういうのが録音されています。

そうすると、伊藤専務の提案も、あれは撤回すると。

うん。

それから、その前に出された小野さんのはもう撤回されていますけど、あれはおかしいということで謝罪したと、こういうことですね。

うん。

それで、逆に駒田さんから具体的な何か案が出されたんですか。

駒田さんはその後、何回も、提案、提案と言って、今にも実現しそうな内容の案を出してくるんですけども、じゃあ、それを詰めていくと、いや、これはハードルが高くて、三菱もやると言いながら、これはハードルが高くて、これは実現する可能性は三菱はないと。鹿島がやる候補に、今、入れているから、鹿島とこれから相談せないかんと。鹿島の返答次第だと。そんなんが提案だと、解決案だと言ってきました。じゃあ、具体的に、この年の1月29日に保証金の支払い時期が来ますよね。

はい、そうです。

この前日、1月28日に、駒田さんから何か書面で案みたいなのが出されましたよね。

うん。それはいかにも書面だけを見たら立派な書面で、これは解決案かと一瞬思いました。

その中身はまだ三菱地所の中でも了解を取られてないと、こういうことですか。

そうですね。これはハードルが高い、実現不可能なような意味のことを言っています。

それから、これに鹿島の了解も要るけど、鹿島の了解も取れてないと。

そうなんです。

まだ、具体的に進められる中身じゃないようなものを出してきたということですね。

そうです。

それが保証金支払い日の前日と。

前日の解決案と言うんです。

それから、その約1か月後、2月26日にも同じようなペーパーを出してきていますよね。

うん。似たようなものが何回も出ていますから、ちょっとはつきりは覚えていませんけど、出ています。

それも具体的に、じゃあ、三菱地所が幾らで買いますとか、そういうような中身ではないと。

うん。

しかも、内容もオーソライズされたものじゃないと。

はい。

こういうものは出してきたけども、きちっと検討に値するようなものは出されてこなかったということですね。

そうですね。

別に大洋が話し合いに応じないとか、そういうことは全くないの。

話し合いに応じないなら、もうそんなもん、とっくに話ししませんわ。

だけど、そうやって話をしているということは、話し合いに応じないと言いながらも、話をしていたわけです。

それから、あと二、三点だけ聞きますけど、あなたのほうでTMKの預金を差し押さえていますね。

はい。

これは~~差し~~差し押さえをしなければ、TMKは保証金の支払いとか、鹿島の支払いはできたんですか。

仮に差し押さえをしなくたって、残されたお金は9億5000万ほどの少額ですからね。

いや、できたか、できなかったか。

できません。

できるだけの内容は全くないと。

ない。

押さえなくたって、結局は破産するのは破産したと。

三菱が約束を守らなければ破産します。

それで、そのときの、差し押さえしますよということは、三菱地所のほうにも何度も言っているわけですよね。

もう何回も言っています。

それに対して、地所のほうはどういう回答だったんですか。

最初の1月6日に内容証明を送っていますけども、それには何も回答しませんでしたね。それから、その後、1月十五、六日ごろにも、また内容証明で同じようなことを言っています。そのときも回答しなかった。

そうすると、あなたとしては、差し押さえをすれば三菱地所のほうも何らか誠実に対応してくれるかと思ったけど、それもなかったと、こういうことですか。

はい。三菱はもう大洋をばかにし切っていましたからね。ですから、誠実な対応なんて全然、口では丁寧なことを言いますが、中身はもう本当にばかにした対応でしたね。

それから、その後しばらくしてから、借地契約を解除していますよね。

それは、それから5か月ほどして後ですね。

差し押さえしたり、借地契約を解除したからといって、話し合いをしないと、こういうことじゃないですね。

ええ。だから、そのときに差し押さえをして、住友銀行の本店からT MKのお金が9億5000万入ったときに、すぐに三菱に手紙を送って、そのお金はうちのほうはとりあえず定期預金にして預かっておく

と。あなたがあと20億のお金を早いこと払ってくださいと。そのお金はうちの名義にはなっていますが、定期預金にして、それでその定期預金の証書のコピーを三菱にたしか送ったと思います。

だから、別に三菱が解決に向けて話し合いをしていけば、それはいつでも開始すると。

はい。

借地契約も別に、また結ぶなり撤回するということは当然あり得るわけでしょう。

だから、そこまで行かなくても、ちょっとうちが預金の差し押さえとというような強硬手段、法律に、契約に基づく手段を取ったから、三菱もちょっと誠実にやるかなと、それを期待してやったわけです。お金が欲しいからやったわけではないんです。三菱の誠実さが欲しかった。それで、誠実に対応してくれれば、当然、撤回してもいいしということね。

そうです。

それから、最後に1点、破産管財人がついてから、この建物については入札というのがやられましたよね。

うん、破産管財人が勝手にやったんです。

それで、価格が43億9400万という。

うん。

これは本件建物だけじゃなくて、土地も含めてこの値段で。

土地建物を含めた所有権ですよ。借地権だけと違う。

そうだとすると、鹿島の四十二、三億の未払いを払ったら、土地代なんかはほとんどゼロになっちゃいますね。

鹿島は42億とって。

詳細はいいです。土地代なんてほとんどないような中身だったということでもいいんですか。

はい、土地もただです。

みたいな内容の管財人の提案と。

そうです。

これは当然、のめないということだったわけですね。

そうです。

被告地所代理人（浦中）

乙A第5号証を示す

この書類は大洋社が三菱地所とお取引を始めるときに、会社の経歴ということでお出しになられた書類ということによろしいですね。

三井住友銀行が、三菱が言ってきたから出してくれと言われて、出したもんです。

この内容を見ますと、相当いろいろ不動産開発事業、それからマンション。

ええ、もういろいろやってきました。

それから、海外については、例えばアリゾナとか、ロサンゼルス、いろんなところに不動産開発事業をやってらっしゃるのが読めるんですけど。

ええ、海外もあっちこっち、ブラジルから、ケイマンから、あらゆるところでやってきました。

この種の事業をやるときというのは、大体1社で、大洋社だけでやってらっしゃったんですか。

海外は、1社でやったというケースはごくわずかだったんですね。大抵、地元の業者とうちが出資をすると。日本のデベロッパーはみんなそうですわ。現地の状況が分からんから、資金を、資金といってもリミテッドパートナーシップですからね。

じゃあ、海外はリミテッドパートナーシップに出資をされていると。国内でやられる場合はどうですか。

国内では、もう全額、全部、うちが単独でやりましたね。

例えば、鴻池組とか、清水建設とか、そういうゼネコンさんと組んで事業をやられたこととかはないですか。

そういうのは1回もないわ。

いわゆる合弁事業という形で、ビジネスをやられたことというのはありませんか。

国内で合弁、合弁というのはいろいろ、資本だけ出して出資したって、これは合弁出資でしょうしな。その内容ですよ。

内容次第では一緒にやったことはあるということはあるの。

国内で60年間の間に、どうでしたかね、60年間で合弁で、あるいは合弁でなくても共同で出資した、ちょっと今すぐ思い出せんけども、なかったように思いますよ。

思い出さなくても、全然大丈夫です。

60年ですから、全部すぐに。

リミテッドパートナーシップへの投資というのは、どういうメリットがあるんですか。

アメリカですね。

そうです。まさにアメリカの話でお伺いしたいです。

アメリカのリミテッドパートナーシップは、私は後から分かったんですけども、日本のこんな複雑な、いろんな、中間法人があるやとか、何やごちゃごちゃわけの分からん、わけは分かっているんでしょうけど、私はアメリカからの認識ですから、いっぱい後から分かってきたんです。だから、アメリカは単純ですよ。例えば、デベロッパーがおって、そのデベロッパーがジェネラルパートナーをやると、GPですね。だから、この事業をやりますよと、この事業をこれだけの大体利益が上がりますよと、それがマスタープラン。

ちょっと長くなるので、じゃあ、税務上、リミテッドパートナーシップはメ

リットがありましたか。

ありました。

じゃあ、どういうメリットがあるかというのを教えてください。

これは日本とよく似ています。

同じですよ。

そこはよく似ている。

二重タックス、ダブルタックス、いわゆる二重課税がないと。

うん。

だから、パートナーシップは税金はかからないし、でも配当を受ける人間だけに税金がかかるという意味では、メリットがある投資だということですね。

いや、配当するときには税金はかからない。配当を受け取った人が、決算でそれを収入として申告する。

パートナーシップで税金を払わなくていいというメリットはありましたね。

それはあります。

これはまさに今回のTMK，SPCと同じで、そこは同じですよ。

そこだけ是一緒です。

それから、アメリカでたくさんご経験があるということですけど、そうすると、ノンリコースローンが大体融資の仕方としてはメジャーなんじゃないかと思えますけれども、ノンリコースローンのご経験はありますか。

私が直接GPをやったというのは、勉強のためにGPを1回やったから、それはどんなものか、GPをやらんことには全体が分かりにくいから、サンタモニカのビルを建設するとき、仲買をし、GPやりました。

じゃあ、そうすると、サンタモニカの物件でGPをやられて、そのときは、じゃあ、ノンリコースローンでローンは借りられたということによろしいで

すか。

ノンリコースローンとわざわざ言ってなかったと思いますけどね。

確かに、アメリカだとほとんどノンリコースローンですよ。

それは、リミテッドパートナーシップの借入金というのは全部ノンリコースローンですよ。

そうすると、ノンリコースローンで借りるときに、幾ら借り入れるかとか、利息が幾らになるかというのは、どういう要素で決まるんですか。

それはG Pがみんな決めるんです。

金融機関と交渉するじゃないですか。じゃあ、金融機関がどういうところを見て、利息や貸付金額を決めるというのはお分かりになりますか。

それはもう最大の目的はG Pが作成する、G Pというのはジェネラルパートナーですよ、代表者、日本で言えば特管者、それが作成する計画図面、それから計画の資金の今後の収支、それらを銀行がG Pの出す、G Pの信用力、実績、それらを見て、このG Pの言うことなら信用できるとか、変な者が出したって信用しません、アメリカは。

そうすると、今のお話だと、事業計画、要するにG Pが出す事業計画の収支の内容とか、G Pの信用力、そういうものでノンリコースローンを出す金融機関は幾ら出すか、利息を幾らにするかというのは決めるということで、ご経験されているということでもいいですか。

だから、G Pが出す収支計画なんというのは、銀行は頭から余り信用は。全然せんことはないでしょうけど。それよりもまず、G P、特管者の実績とか信用力、そこの財務内容、そういうことを見て、ああ、この特管者の言うことなら、アメリカはG Pですけども、信用できると、そういうことで大体決まっていくんです。

甲第7号証を示す

基本合意書を示します。さっき、主尋問でも質問されていましたが、2

条1項の2号、この資金調達についての規定、先ほど、主尋問でも聞かれていますけれども、この「その他の資金調達については甲乙合意の上その詳細を決定する」と、この文言について、先ほど、これは三菱地所が決めるというふうに約束したんだとおっしゃいましたけど、でも、これは中を見ると、「甲乙合意の上詳細を決める」としか書いてない。三菱地所が決めるなんていうのは書いてないですよ。

この基本合意書を読むと、私は準備書面なんかで多分言ったと思いますけど、一体にある、これができる前提の条件である、三菱さんから出ている4回にわたる書面、あの中で三菱さんは、グループ間で、クレジットで資金調達可能やと約束しているわけです。だから、三菱が調達するということはもう決まっているわけですわ。だから、三菱が持ってきた、調達した資金の詳細を決める。詳細というのは、金利とか、返済期限とか、そういう意味です。しかも、それも基本合意書にちゃんと、三菱さんが気に入らなければ拒否できるわけです。だから、結局、うちは何も権限がないんや。

いずれにせよ、合意しないと決められないというのは、それはそうですね。

合意しなくたって、三菱が気に入らなかったら、基本合意書によって大洋の意見は却下できるわけです。

先ほど、主尋問でもおっしゃって、今おっしゃっている趣旨は、2条の3項の5号ですね、ここだと思っんですけど、主尋問でもおっしゃっていましたが、これですよ。

この基本合意書でね。

そうです。この「協議を重ね、かつ乙の主張に客観的な合理性が認められる場合には、拒否又は留保しないものとする」とあるので、だから、三菱地所の主張に合理性があれば拒絶できないではないかというのが、さっきの主尋問でおっしゃっていたことですよね。

そう。

だけど、同意したくないと言えば、同意はできませんよね。これは同意をみなすという規定になってないですよ。時折、この種の規定で、拒絶できないじゃなくて、もう合理性があれば合意したとみなすというような規定なんていっぱいありますけど、今回、こういうふうになってなくて、拒絶、留保しないとしか書いてないでしょう。だから、拒絶したら合意できないですよ。

しかし、向こうは客観的な合理性で、しないものとするとなっているからねんから、できないじゃないですか。

いや、しないと言っているけど、でも、三菱地所が合理的だと言っても、大洋社が、いや、そんなのは俺は合意しないと言えば、合意は強制できないですよ。

三菱さんは、そういう場合は必ず第三者と称する有名な学者とか、あるいは有名会社の、皆、書面を出します。現に大和証券が、大和不動産にうちの土地が100億円だと、当時の半値の値段の評価をしています。

それはまた後で聞きます。そうしたら、それ以外に、この基本合意書で、大洋社の同意を得なきゃいけないという条項はたくさんあると思うんですけど、例えば、この2条の2項4号、これは特管者の話ですけど、まさに、開発処分、特管者とそれから開発業務委託契約、これについては甲の承諾を得て、大洋社の承諾を得ないと締結できないようになっていますよね。

そこは、拒否できないというようなことは入ってなかったんじゃないですかね。

それから、いろいろ社長がおっしゃったのかなと思うのがあって、例えば、この3項の1号、さっき僕が何で清水や鴻池の話聞いたかということ、ここに、甲の申し出に基づき、大洋社の申し出に基づいて、清水建設を除いた大

手ゼネコンに競争させると、これは大洋社からの提案で入れた条項じゃないですか。

そうですね。

これは、何で清水建設は除いているの。

清水建設はその前に、うちから詐欺行為をやって、結局、向こうの当時の吉野照蔵社長やったか、会長やったか、頭を下げて、謝りに来て。社長に謝ったんですか。

ええ。そして、謝罪文書まで書いて、三菱さんに送っていますよ。あなたはごらんになっているはずや。ちゃんと誠実にやったから、うちはもう刑事告訴もやめて、そして和解金を、請負金額の同額やったかな、たくさん払うというから、そこまで誠実にやるなら許してあげるということで、清水建設は許したわけです。そのことを言っているわけです。

そうしたら、次のこの2号もそうなんですけど、これはJV25パーセントの割合で鴻池組を参加させると書いているじゃないですか。

うん。

これも大洋社さんからのご要望だというふうに聞いているんですけど、これはどうしてこういう条項を入れたんですか。

鴻池さんには、いろいろこの土地を買った後、随分いろいろ協力をして、いろいろ市場調査とか、いろんな調査をやってもらって協力してもらっていた。そういう恩があった。

じゃあ、そこでもうけてもらおうじゃないですけど。

もうけてもらう。恩返しやな。

次、3条、これは不動産の売却ということで、要は共同事業をやめるときに、建物を売ったり、優先出資を売ったりは、もうお互いこの共同事業をやめましようねというときの規定が、これは3条にずっとあるんですけど、これは、

例えば1項、この建物の売却予定のときは、双方合意した場合じゃないとできないと。

うん。

それから、3項も、これは一括して優先出資を第三者に売るときは一緒になって売らないとだめだということで、大洋社と三菱地所と両方の合意が必要だというふうに、当時、作ってらっしゃるように見えるんですよ。

優先出資でも、特定のところに、これによるときには合意が要らないとなってます。

それはチェン・カトーとか、三菱地所の系列とか、お互いの系列に売るときは自由に売っていいと。

そう。

だけど、第三者に売るときは双方の同意がないとだめだということですね。

全然関係のないところに売る場合はね。

乙A第1号証を示す

これは大洋社から三菱地所に対して、さっき話に出ていた優先出資を繰り上げさせてくださいというお願い書になると思うんですけど、これを見ますと、要は大洋社のほうで、出資者からお金をもらって余剰資金があるので、置いておくわけにもいかないから、前倒しで出資させてくれと、そういう依頼を三菱地所に行っている書面ですよ。

これはうちの自由意思でやったんじゃないんや。速水さんから、お願い書を出してくれと。お願い書とは何だと。うちが三菱に利益を与えるのに、お願いするなんてどういうことかと。何を書いたらいいんだと、何か電話で聞いたと思いますよ。概略、こんなことやと。けったいな話やなと思ったんです。何もこちらからお願いして、支払いを延期してくれとか、待ってくれとかというのでもないのに、何で。だけど、三菱さんに余り刃向かって悪い印象を与えんほうがいいという気

持ちもあったから、おっしゃるとおりの大体趣旨で、このお願い書を出したわけです。

これはまさに、さっき僕がお尋ねしましたけど、出資に関することは三菱と大洋社で協議して決めていくことなので、こういう形でお願いということで、三菱地所に意向を打診しているわけですよ。

これは当然、時間の問題はあるけども、当然出資せないかん義務があったわけです。

もちろん、そうですね。

多少、うちはTMK、三菱地所を支援するために協力したわけです。頼まれもせんのに。

そうしたら、聞きますけど、これは繰り上げに伴って、要するに後で出資するお金を前倒して払っているわけですから、金利的には損するじゃないですか。

そう。

その点については、TMKから別途対価をもらっていますよね。

ごくわずかね。

わずかかどうかは分からないですけど、ちゃんと金利計算されて。

本来、約束はね。

1300万でしょう。1300万の賃料を、これを繰り上げ出資することに伴って、1590万に上げて、対価はもらってらっしゃいますよね。

いや、だめやね。その事實は、このお金は三井住友、当時は、三井住友じゃなくてもよろしいわ、ほかから借りて払うわけですよ、うちにとったら。それが待つてあげたわけです。うちの金利がはるかに安いねん。担保設定も要らんし、アップフロントフィー、1回限りの手数料も要らんし、安くてもうちは、三菱、あるいはTMKを支援しようかなと、支援と言ったらおこがましいかもしれんけども、協力しよう

ということで、好意で言った話です。

さっき、SMB Cからの融資の経緯をいろいろおっしゃっていましたが、でもSMB Cから借りるなど言ったのは大洋社ですよ。

うちは借りるなどとは言っていませんよ。

そうですか。

当初のスキームであればいいけども、これはどうも進められそうにないから、うちのグループからローンを借りたらどうですかという提案をしているわけです。

甲第37号証を示す

これはまさに堀内さんから速水さんに送ったメールの中身なんですけど、これは、要はSMB Cからの融資を断った理由というのは、チェン・カトーの投資家代理人から、さっき主尋問でおっしゃっていたように、一方的な内容ばかりだから、こんなところから借りるなど、やめておけよということをメールで書いていらっしやいますよね。

それは投資家代理人が、私が電話したときに、直感で感じたことを言っていたわけです。しかし、この人は何もこんなTMKに関する約束、基本合意書、覆せる権限は何もない。ないけども、やる。その人の個人的な意見を伝えて、その後、このスキームでは進められないと言っているわけです。だから、スキームをもとに戻してもらえばできるわけです。

でも、結局、これを理由で、もうSMB Cと交渉はやめていますよね、これ以降。

いや、うちは何もこのSMB Cとはそのころは何も交渉していませんよ。皆、三菱がやっていたんですから、どうなったか知らない。

あともう1点ここで聞きたいのが、ここで要はお金がなくなったら、必要資金の全額を大洋社のほうから出してもいいよと書いているじゃないですか。

うん。

それは、どういった経緯で資金の提案を申し出されたんですか。

それは三菱地所が基本合意書を締結しましたね、4月3日やったか。基本合意書に、定借に入ってくる重要なことはもうほとんど入っているわけです。それをちゃんと整理してやれば、半月か一月、当時もそう言っていました、半月か一月で定借ができる。それを3か月も4か月もかかったと。余り時間がかかっているから、うちは何回か速水さんに電話したり、いろいろ問題があっておくれていますと。これは何か難航してんねんなど。当時、我々もたくさんお金が余っていましたから。既にお金も来ているし、お金が余っていたから。だから、この63億も、大洋自身では63億もたくさん余っていませんけど。だから、無理やったら、うちから、グループから銀行よりはるかに安い条件で融資できますよという話はしていた。

だから、これはまさに、さっきのどう資金調達するかという協議を三菱地所とやっていたということですよ。

.....

あと、この金融機関からじゃないとお金を借りられないような約束になっていたということは御存じでしたよね。

うん。それは、一応表面上はそうなっている。何とでもできますやないの。現に三菱地所は東銀リースが300万の中間法人の基金を出すのは、法律上、金融庁のとおりが悪くなったら、大洋さん、ちょっと、おまえが出しておいてくれと。東銀にかわって、うちが出していた。これも金融庁をだましているわけですけども、そういうふうなことは何ほでも方法があるもん。例えば、銀行に、例えばシティバンクのニューヨーク本店に60億円を預けると、我々グループが。それを担保にしますよと。シティバンクの東京から出してくださいと。安い低利

で、無担保で貸してくれますよ。

さっき主尋問では、今回の事業は三菱地所が全て一方的に決めて、大洋社との共同事業ではないというふうに供述されていましたが、でも、ご自身がこの基本合意を結んだ後に社長にご就任されて、皆さんへの挨拶状の中で、三菱地所と合併事業をやるということはお話しされていますよね。

それは出資したら、これは出資だけでも合併じゃないですか。何も責任まで持ってね。その当時は出資というのは、あれはうちは一般の株式会社と同じように、49パーセントの権利と義務があると思っていた。一般の株式会社でしたら、49パーセントも持っていたら役員を派遣できますね。そうやと思っていたの、基本合意書がね。

乙A第6号証を示す

この乙A第6号証のお手紙ですけど、ここで共同事業と。

これはいつ書いていますか。

これはちょうど基本合意を結んだ2か月後なんですね。合併でSPCの事業をやられるというのが、皆さんに案内をされています。

SPCは事実上、特管者が全ての業務をやると、これはもう世間の誰でも知っていることやったらしい。うちは知りませんでしたけど。後からだんだん知識が出てきて。

話を変えます。リーマン直後の対応についてお尋ねをしたいと思います。リーマンになって、大洋社として今回の事業に対してどういうアクションを取られたかというのはご記憶ありますか。優先出資について、地所に半額半値で買えというふうに提案されたことはありますよね。

これはもう先行き非常に悪くなりそうだから、もうできたら円満にうちは撤退したいというような気持ちも一時ありましたね。

そうすると、リーマンショックを認識して、すぐに三菱地所に、半額で優先出資を買い取るという提案をしたと、それは半額にしたのは何でなんですか。

いや、もう先行き見通しが悪いから、これはもううちのそんな不良債権を資産に挙げていくわけにいかんから、うちの会社はもうとにかくちょっとでも不良の気配があったら、すぐその期に落とすと、これはもう60年間のスタンスですから。

原告第7準備書面別紙75番26ページを示す

これは社長のご発言ということで、市場が激変していて、ビルについては6割ぐらい埋まれば大成功だと、賃料も2割ぐらい減るわなということで、三菱地所の担当者とお話をされていたということで出ているんですけど、そういうご記憶はありますか。

うん。何か三菱さんは楽観的なことばかり言うわけで、ちょっとは厳しい目に言ったほうがいいと思って、ちょっと現実を見てもらわないかんから、何かそういうちょっと冷水をかけるような意味もあったと思いますよ。

そうしたら、大体6割しかテナントが入らなくて、2割程度賃料を払うんだったら、大体売り上げは半分ぐらいですか。

そうなりますよね。

そのとき、もともとこれは賃料は年間大体4億2000万ぐらい、4億ちょいぐらいなの。

その当時とは。

ちゃんと稼働してから、事業が稼働してから。

あれはガレージも何かも入れて、10億近くあった、9億前後あったんじゃないかな。三菱さんから当初の出資計算書に出ていますやん。社長自身のお考えとしては、どれぐらいなの。

うちは何も知らんから、三菱さんが言うとおりに信用していました。ちなみに、さっきの5割賃料が落ちちゃうと。

それはずっと後の話や。

じゃあ、5割落ちたら、それはTMKとして賃料で借地料が払えなくなっちゃいますよね。当時の計算ですけど。

本当にそれだけ落ちればね。しかし、三菱さんはもっともっと楽観的なことを言っていますから、それは三菱さんに冷水をちょっとかける意味で言ったんで、多少オーバーに言ったでしょうね。正常に頭を持ってもらわないかんから。

そうすると、配当はという話じゃなくて、もう賃料すら払えないよという話は、当時はしていたということでいいですよ。

そう。そういう冷水をかける意味であつたでしょうね。赤字になれば、優先出資金を減資すればいいんですよ。減資して増資するという話をすればいい。それをしない。それをしたら、会社の決算上、赤字になるから。

冒頭に聞きましたけど、ノンリコースローンで借りるときに、事業の収益が赤字だったら、当然お金を貸してくれないですよ。

いや、そうとは限りません。赤字でも貸す会社はたくさんありますよ。担保なしで。

ありますよ。うちなんか貸していますよ。相手を見ます。相手次第。担保よりも人ですよ。事業というのはそうなんや。担保さえあつたら誰でも貸すと、これは昔の高利貸しの小さなところは知りませんよ、三菱さんは質屋やないんやから、立派な会社なんやから。

そうしたら、リーマン後の下落した状況において、TMKが利益を出すためには固定経費を削らなきゃいけないですよ。

それは最大限削らないけませんね。

そのときの固定経費、まさに定借の賃料が6割か7割ぐらいあつたと思うんですけども、そこはそれで間違いないですよ。

だから、約束ではやっぱりそれは払っていかないかん、赤字でも。

もちろん、約束はそうなっているんですけど。

赤字になって、あかんようになったら、先ほど言っていたように、優先出資を減資して、新たな優先出資を、こういうわけやから、それは予想せんことでしたから、新たな話、減資すればいいんです。

じゃあ、減資するためには、三菱地所と合意する必要がありますよね。

そんな減資の話なんて何もない。赤字は全部棚上げにしておいて、資産に挙げておくと、新たな資金を出せと、それも義務でしたらそれはやむを得ませんよ、義務はないんだから。

じゃあ、減資じゃなく、優先出資をお互いしようとするためには、三菱地所と同意しないとできませんよね。単独でできないですよ。

うん、単独でね。しかし、単独で三菱さんがすると言え、うちは反対しなかったでしょう。すると言え。言わないんだから。

あと、おっしゃっている、今回は損害賠償ということなので、損害についてお尋ねしますけれども。

甲第14号証を示す

この15条3項で、TMKが建物を返せないときは無償でビルを取得することができるという条項がありますよね。

ありますね。

別件、鹿島とTMKを相手にやられている裁判で、この条項によって大洋社が建物の所有者になっているという認定になっていますよね。

そうですね。非常に変な認定になりましたね。

結論としては、そうなっていますね。

結論はそういう変な認定でした。

そうすると、工事費を入れて50億の建物を今、大洋社は無償で所有者として取得されているということになりますね。

いや、あれは50億なんて価値は全然ないんですよ。ですから、うち

は大阪市に無償で寄附するからと、土地も。建物のうちのもんやないけど、土地を寄附すると、内容証明で去年の7月に大阪市長に出しているんですよ。寄附ですよ。

ちなみに、大洋社のほうからこの無償譲渡の規定を提案されたということですよ。

それは大洋は、もし将来TMKが変なことになったら、三菱が知らんと言ったときは困るから。だから、どっちにしても三菱が変なことになることは絶対ないやろうけども、TMKがなったら困るから。

でも、もともとはこんな規定はなくて、三菱地所からも市場価格での買い取りという提案をしていたはずですけど、でも、無償にしるとおっしゃったのは大洋社ですよ。

多分、そうですね。

この事業のキャッシュの出入りについてお伺いしたいんですけど、優先出資で13億2000万出資されていますよね。

うん。

賃料が延滞になるまで、4億5000万ぐらい、大体もらっていらっしゃいますよね。

うん、それは半値だけね。

さっき話に出た差し押さえで9億5000万、もとは保証金ですけど、差し押さえされて、そうすると、13億2000万出して、14億ぐらいのキャッシュを手元に持っているという形になるんですかね。

うちは半額以下で貸しているわけですから。

もちろん、そうですね。

しかも、固定資産税を毎年、あのときは高かった、6000万ぐらい払っている。

今の話とつながるんですけど、差し押さえをされて、三菱地所を誠実に交渉

させるために差し押さえをしたとおっしゃっていましたが、でも、最後のキャッシュを取っちゃったら、誰も対応できなくなっちゃうと思わなかったのですか。

三菱地所は平気にしていますやん。突然やったんじゃないですから。早くから予告しているんですから。もしも本当に困るんなら、真剣に、もっと具体的な、本当の具体的な話を、表面だけじゃなしにせないかん。一切なかった。

甲第23号証を示す

さっきの伊藤専務からの提案書、甲第23号証を示します。この提案はいろんなさっき怒られていた提案も含めて、いろいろ提案がある中で、最終的に書面で三菱地所が出した提案だと思うんですけど、これで三菱地所は買ってあげばよかったんやとさっき主尋問で供述されていましたが、でも、これは断ったのは大洋社さんですよ。だって、この提案は三菱地所から大洋社、厳密に言えば、堀内社長じゃなくて、チェン・カトーと大洋社の両方になっていますけど、この提案に対して具体的な返事は大洋社もチェン・カトーも三菱地所に対してやってないですよ。

提案に対する返事。

はい。この甲第23号証。

だから、大洋が買わなければ三菱が買いますと言っているんや。だから、買わなかったわけですから、1月15日までには。三菱が買えばいいわけですよ。

ちなみに、強制執行認諾文言付の公正証書にしていたのは、あれは大洋社のアイデアですか。

いや、あれは三菱から言った提案ですよ。いや、提案じゃない。執行許諾つきですな。あれは三菱が全部作ったんです。

乙A第2号証を示す

この調停期日調書、これは私も一緒に出ていたんで覚えていますけれども、これは2ページ目から調停不成立の経緯ということで、相当詳しく裁判所のほうで書いていただいていますけど、これはお互い裁判所に出す前に中身を確認して、納得の上で出した書類ということでいいですよ。事実関係に関しては。

何かちょっとニュアンス的に違うところもありましたけど、おおむね、
そうでしょうね。

そうすると、さっき三菱地所が何の提案もしてなかったと主尋問でおっしゃっていましたが、これは最初は底地を買い取って、要するにもう大洋社と三菱地所で一緒にやっていけませんので、底地を買い取るという提案をしていたのはここにも書いていますけど、それは社長もご認識していますよね。

その提案、三菱地所に出された調停の申し立てですか、あなたが作ってらっしゃるけど、私のほうがいかにも、いかにもじゃない、契約に反して、何か優先出資をうちが拒否したとか、何やらしたとか、まるでうちが何か悪いことをしたから、それでやむを得ず三菱は調停を出す、そういう趣旨の内容でしたから、うちは非常に三菱さんに悪い印象を持っていました。

あと、破産してからも、すぐに不調にならずに、破産管財人も入ってくれて、さっき主尋問で出ていましたが、43億円で任意売却するという話が出ていたのは覚えていると思うんですけど、あのとき破産管財人は、借地権解除されているから建物は無価値で、ほとんど土地代に充てて、残りをちょっとだけ財団に入れて、後は鹿島にあげればいいのかという提案をしていましたよね。何か土地を二束三文で取るかのような証言でしたけど、あれは全く事実と違いますね。

それは、あなたのおっしゃることは事実じゃない。

この2ページ目、第6項、さっき僕がお尋ねした無償取得条項、これも結局、

調停の期日の途中で、裁判所から、じゃあ、お互い具体案を考えてこいと言われているこの期日間に、無償取得条項を行使されて、建物をただで大洋社に渡すことが和解の条件だとおっしゃったのは大洋社ですね。

当初から、この条項に入れたときは、三菱さんはこういう状態になったときには、当然、大洋に迷惑をかけないために、変な担保ばかりもしあったら、担保はなかったけども、担保があったとか、差し押さえがあったとか、全部きれいにすると、そして向こうがちゃんとして登記をしますと言っている。向こうの事情で登記する。そうすると、当然やってくれるものとうちは思っていた。

じゃあ、あと2点だけ質問です。破産について、東銀リースと共謀したということですとご主張されていますけれど、破産手続はずっと出頭されてきましたよね。

うん、最初の1回目は除いてね。

破産管財人も破産裁判所も、三菱地所と東銀リースが共謀して破産したなんということは誰も言ってないですよ。

うん、言ってないけども、それはあとのときは、ホンダ裁判官、ホンダ調停委員長、第10部の、内心お分かりになっているような感じでしたね、私の印象としては。

最後です。こうやっているいろいろけんか状態になっているのは不幸なことですけど、一方で、さっき話していたアリゾナの開発については、今回の事業等をやっているラインとは別のラインの方に、一緒に事業をやろうじゃないかという話をやってらっしゃいましたよね。

今回の別の代理人とは誰ですか。

この事業とは関係ない担当者の方に。

代理人というのは、三菱さんの代理人。それは窓口は全部速水さんが最初やっていて、それで本格的な話になったのは、その上のダンノ専

務でしたね、当時。

アリゾナ開発を一緒にやろうという話はあったと。

一緒にやろう、土地をうちが持っていますから、また土地を貸すとか、売るとか、いろいろ、そこまで行きませんでした。というのは、アリゾナの土地が将来もう下がるという見通しはその年の年末から翌年に濃厚になったから、うちから自発的に、ダンノさんに、これはやったら、アリゾナはこれから下がるから、三菱さんに大きな迷惑をかけると、だから、うちのこの土地はもう買ってもらう、まだ決まっていませんけど、これはもう事業をやめてくださいと、うちから申し出したんだ。

被告東銀、同見上、同野中代理人（冨田）

原告大洋社はチェン社に対して優先出資持ち分を2回に分けて譲渡されていますが、2回目の譲渡の際、譲渡金額は幾らでしたか。

チェンにですか。

はい。

いや、もう二東三文の値段でしたよ。あのときは、もうおかしなことがはっきりしていましたからね。

チェン社からのメールによれば、大洋社はチェン社に対して1円で売却したとのことですが、そうですか。

そうやから、もう二東三文です。

つまり、1円と。

そう。

譲渡された優先出資の金額は、大体もともと6億5000万円ぐらいなんですけど、2回目の譲渡がされた平成21年、2009年12月の時点では、そのような評価しかないという考えだったんですね。1円で譲渡されたということは。

当時、ちょっと私は1回目、2回目と分けられると分かりにくいんですけど、トータルで13億余りの資金が出ていたわけです。

そうですね、もともとは。

それを2回に分けたわけです。ですから、トータルで言っただけませんか。

今、2回目のほうの金額は6億5000万ぐらいなんですよ。

そうすると、約半分ですね。

そうですね。

それは簿価の話ですか。

もとの出資。

もとの値段ね、大体そんなものでしょう。

それを1円で評価したと、そういうことでよろしいですか。

そうですね。

被告銀行代理人（松崎）

基本合意書の内容について、今までお話しただいていましたけれども、ローンの金額ですとか、金利をどうするかということは、この基本合意書締結後に協議して決めていくということになっていたということによろしいんですか。

いや、それは基本合意書に、先とか後とか、そんなことは特に私は、資金調達には三菱さんの仕事ですから、そんな細かいことまで一々していませんけども、ただ、相談があると、資金を借りた後に、あるいは借りる直前かもしれません、あるということは分かっていました。

基本合意書の締結時点で、そういった内容が決まっていたわけではないわけですか。

いや、基本合意書に書いていますわな。資金調達した後に、詳細について協議するとなっている。

ですから、その詳細についてという、ローンの金額を幾らにするかとか、金利を幾らにするかということは、基本合意書の締結時点では決まっていなかったということですか。

いや、それは住友さんと三菱さんとの間で、資金は三井住友さんが出すということですから、決まっていたはずですよ。私と、本店の方が来られるまで、来られたのは2006年11月7日ですけど、そのとき初めて住友さんの三菱地所担当の営業第4部の中口次長が見えたわけですよ。

先ほどおっしゃっていた、詳細は協議していくという。

それはもっと後の話でしょう、合意書ができる。その前の話、基本合意書の前の前提の条件。

基本合意書の内容に書いてある詳細は、協議して決めていくというのは、その詳細というのはローンの金額とか金利のことではないんですか。

金額はもう30パーセント、エクイティですね、自己資本の30パーセントを両者が出資する以外は全て借り入れですから。それは簡単に自動的に出ますよね。それが63億円とあったでしょう。あれも63億円も、最初はもっと五十何億円やった。どんどん、ふえていった。総額が幾らかとか、そういったことは決まっていなかったわけですね。

最初はね。

基本合意書の締結時点のことを、今、お聞きしています。

基本合意書の締結時点で、基本合意書には書いていませんね、正確には。

そうですね。

書いてないけども、分かっていますやん。全部出すんやから、住友が。あなたは特にその金額が幾らだとか、そういう認識があったわけではないんですね。

いや、三菱から出ている事業収支計画書に、金融機関からの借り入れ
ということは三井住友ことです。それにちゃんとみんな載っています
わ。

基本合意書にですか。

基本合意書じゃない、資金計画書。

資金計画書に。

基本合意書の前に当然、三菱は銀行にも出しているでしょう。銀行も
それがなかったら何も分からんでしょう。

金額が決まっていたんですか。

再三、金額はふえていっている。最初は63億円やった。

甲第8号証を示す

2007年4月27日付のノンリコースローン提案書ですが、これがこの4
月27日に、大和証券と三菱地所を通じて原告のほうに送られてきたという
ことですね。

そうです。

あなたとしては、このノンリコースローン提案書の内容の中で、ローンの期
限の利益を喪失した場合に、借地契約は終了して、三井住友銀行が保証金返
還請求権に対して優先的にローン債権を回収していくと、こういう内容が受
け入れなかったと、こういうことですね。

今おっしゃった、基本合意書というのが。

今の私が話した内容が正しいかどうかということだけお答えください。

正しくないのよ。

受け入れられなかったわけではないんですか。

受け入れられません、こんなとんでもない話。

ですから、今話した担保条件のところは受け入れられなかったということ
ですね。

担保だけじゃないですよ。

分かりました。じゃあ、ほかにもあるとしても。

いっぱいあります。

担保のところは受け入れなかったんですね。

担保だけじゃないと言うの。

もとのところはあるんでしょうけれども、今の担保のところは受け入れられなかったんですね。

もちろん、それも含めてね。

その今の担保のところというのは、あくまでローンの期限の利益が喪失した場合のお話だと思うんですけども、当時、あなたとして、何か本件事業にローンの期限の利益が喪失する場合を想定されていたとか、懸念されていた部分というのはあるんですか。

いや、三菱さんが全面的に自分のところのなんで、クレジットで資金調達可能と言っているんですから、三菱さんは倒産するような会社じゃないから、全然心配していません。住友さんがだめになれば、三菱さんが自分でほかに行くから、自分のほうで資金を出すだろうと、当然、そういう気持ちはありましたね。

そうすると、そんなに期限の利益を喪失した場合のことについて、何か強く反対する必要性があったのかなということなんです。

あの基本合意書はうちと三菱で作ったんじゃないんや。住友も参加して、最初から、はるかに三菱さんが出てくる前から、もう住友はうちに接触して、そのときは天満橋の法人部長でしたけども、その後、本店に移って、うちは直接住友さんと話しすることはなくなりましたけどね。その基本合意書を、先ほどちょっと申し上げて、途中でやめたんですけど、余りに時間がかかっているから、なぜこんなに時間がかかるんだと、速水さんにも電話で1回か2回要求したことがある。そ

うしたら、速水さんの説明は、これはローン行の、ローン行というのは三井住友のことです、ローン行の承認を得て、この基本合意書を締結しておかんと、後からローンの段階になっていろいろ問題が起こってきたときに困るから、そのために相手さんの銀行、三井住友ですね、の承認を得つつ、今交渉しながら進めているから時間がかかっていますと。なるほど、それはそうだなと。住友は終始、基本合意書には参加していたんです、最後の最後まで。そうして、承認を得てあったんです。

今、おっしゃりたいのは、基本合意書のとくに話していた内容と違うからということですか。

そう。全然、違う。

その最初の経緯がなければ、この担保条件自体はそんなに強く反対するようなものではなかったということですか。

最初からこんな条件でなければお金を貸せませんという住友が言えば、うちはそんな基本合意書にも、その後の定借にも調印していませんよ。調印しなければ、うちには何の損もなかった。

でも、その期限の利益を喪失した場合のことは、余り心配されてなかったんですよ。

頭にもそんなんはなかったですね。まさか、住友さんが違反するとも思ってないし、三菱がちゃんと資金調達全部やりますと言っているんやから、そんなことは三菱さんがうそをつくわけもないし、うちは三菱さんとはつき合いは初めてですけども、そんないいかげんな会社やないということは聞いていますから。

これ自体、この今見ていただいた甲第8号証のノンリコースローン提案書の内容に対して、三菱地所に対して断りの連絡を入れたということですね。

はい、入れました。

それはもう全く受け入れられないというだけの返事だったんですか。それとも、何かもうちょっと交渉しようとか、こういう譲歩ならできるとか、そういう話はしなかったんですか。

それで、電話で、恐らくこの書類の、いつですか、日付は、4月27日でしょう、うちの手元に来たのはそれから1週間も後やったと思うんです。5月3日か4日か、何かその辺やったと思う。住友から送ってきたんやないわ、三菱が送ってきた。住友が大和に出して、大和が三菱へ送って、その三菱がまたうちへ送ってきた。うちへ来たのはたしか5月3日か4日ですよ。私のほうは恐らく、その二、三日ぐらい後やったと思いますよ。それで、電話で、これはとんでもないと、もうこんなことならできませんよと、基本合意書、こんなものはとんでもない話やと。そうしたら、速水さんは、じゃあ、住友そのことを伝えますということやった。ところが、口だけで言っておいても、後で証拠に残らんと困るから、うちの担当に、こんなもんとんでもない話やから、大体こういうことやろうと、だから、譲歩できるところは譲歩してあげて、書類で送っておいてくださいという回答を送っているんです。それをこの間も調べてみたら、5月11日に送っていますよ、三菱に。あなたのところに三菱さんが送ったか、送らんか知らんけども、三菱にはうちは送っている。

それは保証金返還請求権に質権を設定するというところに関しては、その未払いの賃料ですとか、そういうのを控除した残金についてなら、質権設定はしていいですよという内容のメールでしたか。

うん、それは譲歩できんことはない。契約と違いますよ。違うけども、譲歩してもいい。あれは保証金ですから。見せ金やないんですよ。

そこは許容できたということですね。

そう。

甲第9号証を示す

こちらは2007年7月3日付です。こちらはあなたの陳述書によると、7月6日に三菱地所から原告に対して送られてきたということですね。

これね、7月6日、そう。僕が札幌におったときですね。

7月11日の面談で、これは受け入れられないというふうに速水さんに対して断ったと、こういうお話でしたね。

うん、そうですね。

乙B第1号証の2を示す

その7月11日に、この説明を受けたということですね。

うん。

その③のところの条件が受け入れられなかったという話がありましたけれども、その下の米印のところを見ていただきたいんですが、解約によりTMKに生じる債務（未払い債務、損害賠償、損害金等）、原状回復及び建物解体時などは、③と同時に追加出資により相殺し、当初の保証金20億円を金融機関に返還、スポンサーが追加出資義務を履行する限り、地主様が受け取るべきTMK未払債務の回収は可能ということで、スポンサーの追加出資によって、地主としての原告がこうむる損失はカバーしましょうというようなスキームが提案されているわけですが、ここはその地主としての原告の利益にも配慮して、かわりのこういう提案もされたわけですが、ここに関しては原告としては受け入れられなかったんですか。

当たり前でしょう。まるで噴水の水みたいなことで、自分で水を出して、自分で上げて、またその水を、そんなもん、うちが優先出資の約束もしてないのに、それをして、そのお金で払いますというのは、後で払いますというのは、自分で払っているのと一緒やないですか。

じゃあ、これも含めて、無条件で受け入れられないということですね。

これ全部ですよ。これだけやないよ、全部。全部、もう約束と違うことばかり出てくる。

そうすると、今まで見ていただいたとおり、三井住友銀行からは同じ担保条件で提案というのが何回かされてきているわけですが、原告としてはこれはもう一貫して断り続けてきていたということですね。

そうですよ。

そういった経緯からすると、さすがに融資先については、何か代替案を考えようとか、ほかのところから借り入れるとか、こういうことを考え始めていたわけですね。

それは三菱さんが考えることですよ。

原告としては別に考えてなかったと。

うちはもう三菱さんにお任せしているんだから。

甲第37号証を示す

これも今まで何度か出てきていましたけども、8月8日、原告から三井住友銀行からの借入れを断られましたけど、今まで聞いていたお話ですと、もう三井住友銀行が提案しているような内容ではこのスキームを進めることはできないですよということで、原告としてはお金はたくさんあったから、原告ならもっといい条件で貸せますよと、こういう連絡をしたということですよ。

原告ならもっといい条件で貸せます。

はい。

原告は何も金を貸したいから言ったんじゃない。当時は、原告は三井住友が約束に違反したと。ところが、三井住友が三菱地所に紹介したんだと。三菱地所も原告の大洋も三井住友にだまされたと、三井住友と大和に。だから、これは三菱にえらい悪いことをしたなという誤解やな、後から実はそうでもなかったんだけど、したから、これは悪い

ことをしたなというような、良心的に、私は非常に良心が強い男ですから、これはちょっとまずいことをしたなと、頼まなんだらよかったなと。これはうちが頼みに行ったわけじゃないんですよ。住友から、頼む、拜むとって、自分の今までの失敗で大洋に大きな迷惑をかけたことの名誉挽回のためにぜひこれを紹介させてくれとって、天満橋法人部長の方が泣くようにして頼むから、うちはついうっかり三菱の話に乗りかけた。

このメールを見ていただきたいんですけども、下から3段落目ですかね、なお、弊社は三井住友銀行にかわり、必要資金全額の融資業務を同条件で実行することは可能であります。当初から申し上げておりましたとおり、当社に変更することも大きな選択肢の一つだと考えますというところは、こういう融資ができますという話だと思うんですが、当初から申し上げておりましたとおりというのは、前からこういう話があったんですか。

いや、それは先ほどもちょっと申し上げたけど、余りにも、半月から、せいぜい長くても一月でできる定借が、基本合意書もできているんやから、その基本合意書には定借の重要なところが全部入っているんやから、それを3か月も4か月もかかっているから、何か問題があるなと。

質問に対して答えていただきたい。

いや、ちょっと理解を深めていただきたい。

当初から申し上げておりましたとおり。

当初というのがそのことなんです。そのときに、これが難航しているんやったら、うちから協力してもいいなというような感じで、そういうことがあったの。だから、そういう話をちょこっとしたことがある。何月かというところと言うと、いつごろになるんですか。

そんなん、書類を出したわけじゃないですからね。書類なんて出した

かな。ひょっとしたら、出したかも知らんけども。恐らく、定借の協議には、基本合意書に調印したら、翌月の、基本合意書が3月3日ですか。

基本合意書は3月末ぐらいです。

基本合意書に調印したのは、そうか、3月末を4月3日にやったんか。そうですね。

だから、もうすぐその後から、定借の協議に入っているわけです。そのときは、三井住友さんも、三菱さんも、責任者がみんな来て、うちの本社へ。

4月ぐらいからということ。

4月の初めから、5日、6日、7日ぐらいまで、毎日のようにやっていました。

その間に、こういうお話もあったということですね。

いや、それよりもっと前。

もっと前からあったということですね。

基本合意書の締結後ですから、定借の協議中に、その後ですよ。余りにも、半月もあつたらできる定借ができないから、何か問題が起こっているなど。三菱さんもはっきり言わんしね。

4月ごろから原告が融資できるという話もあったということですね。

することも可能ですよと言った。当然、そのときは条件が出てきますけどね。

被告銀行代理人（山畑）

乙D第5号証の2の7ページを示す

この19条の1項、この黄色のマーカー部分、TRE0726とありますけれども、これは原告会社が7月26日に記載されたコメントですね。

これは定借のですね。保証金ですね。

結論だけお答えいただいているですか。原告会社のほうで記載されたコメントということでもいいですね。内容はいいんですけど、このコメントが原告会社で記載されたコメントかどうかということなんですけど。

私は内容を理解していません。これは、私が自分で書いたんじゃないですからね。

会社のほうで記入されたコメントということでもいいですね。

多分、そうでしょう。

乙D第5号証の2の3ページを示す

この7条の7項で、SMBC0724と、三井住友銀行が7月24日に記載しているコメントがあるんですけども、先ほどの原告会社の7月26日のコメントまでに、このコメントというのは確認されていますね。

消していますね、これは。

このコメントを確認されているかどうかと、結論だけお答えいただけますか。

ちょっとはつきり理解できませんけど。これはうちの担当した社員が書いたんでしょうね。

この確認はされていますね。

私はしてなかったけども、聞いて書いたんでしょう。

被告設計代理人（大森）

^{KO}~~楊場~~パネルについてお聞きします。^{KO}~~楊場~~パネルに連結用金具が存在すると思われるんですか。それとも、存在しないと思われるんですか。

三菱地所も、設計も、皆さんが製品ができたときに、12人の方が連結金具がありますと、みんなサインしているやないですか。

いや、あなたはあると思われるんですか。

それを信用しています。

思われているんですか。

思っています。

原告代理人（榎本）

甲第7号証を示す

基本合意書の先ほどの2条3項(5), 浦中先生がいろいろお聞きになっていた, 「同意又は承諾については協議を重ね, かつ乙の主張に客観的な合理性が認められる場合には, 拒否又は留保しないものとする」と, これは何か先生の質問だと, 拒否できるんだというような尋ね方をされていたんだけども, 結局は, 拒否しても向こうが合理性があるということになれば, 拒否はできないんでしょう。

うん, できないですよ。書いてありますね。

最終的には, 地所のほうが合理性があるんだということになれば, 地所の判断で進められると, こういう理解ですね。

浦中先生の質問がもう一つ分からなかった。

以 上